

地方税制等が改正

国の三位一体改革の一環として、所得税から個人市県民税へ3兆円規模の税源移譲が行われます。そのため、地方税法などが改正され、併せて勝山市条例も改正されました。

地方税法および市税条例の主な改正は次のとおりです。

個人市県民税

所得割税率の改正

次の表のとおり一律10%となります。(平成19年度分から適用)

現行	市・県民税	
	課税所得金額	標準税率
	～200万円	5% (市3% 県2%)
	200万円～700万円	10% (市8% 県2%)
	700万円以上	13% (市10% 県3%)

改正	市・県民税	
	課税所得金額	標準税率
	一律	10% (市6% 県4%)

◎退職所得に係る個人市県民税の特別徴収税額表が廃止 (平成19年4月1日から適用)

◎分離退職所得割の税率が変更 (平成19年1月1日以後の支払いから適用)

◎所得税と個人市県民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整する減額措置などが創設

▼調整控除の創設 (平成19年度分から適用)

▼住宅ローン控除の創設 (平成20年度分から平成28年度分まで適用)

ただし、平成11年から平成18年までの住宅ローンの既存の適用者に限られます。

◎地震保険料控除の創設 (平成20年度以後の個人市県民税にて適用)

地震保険料等の1/2で最高2万円5千円が所得控除されます。

◎非課税限度額 (個人市県民税) の改正 (平成18年4月1日から適用)

▼均等割 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合の加算額が現行17万6千円から16万8千円に引き下げられました。

▼所得割 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合の加算額が現行35万円から32万円に引き下げられました。

◎申告分離課税等の税率割合等の改正 (平成19年度以後の個人市県民税にて適用)

▼申告分離課税 (長期譲渡所得、短期譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等、先物取引に係る雑所得等) に係る所得割における県民税・市民税の税率割合が改正

▼配当控除等における県民税・市民税の控除割合が改正 (平成19年度以後の個人市県民税)

▼配当割額または株式等譲渡所得割額控除における県民税・市民税の控除割合が改正 (平成20年度以降の個人市県民税)

▼山林所得の5分の5乗規定の廃止 (平成19年4月1日から適用)

◎租税条約実施特例法
特例法の規程の整備 (平成18年4月1日から適用)

固定資産税

◎耐震改修促進税制の創設 (平成18年4月1日から適用)

昭和57年1月1日以前の住宅について、一定の耐震改修工事を施した場合、固定資産税の税額が最大3年度分1/2減額されます。

◎土地に係る固定資産税の負担調整措置 (平成18年度から平成20年度まで)
*負担水準が低い土地について、制度の簡素化と均衡化

*商業地等に係る課税標準額の法定上限 (評価額の70%) を維持

その他

◎地方のたばこ税の税率を引上げ (平成18年7月1日から適用)

◎国民健康保険税の介護納付金に係る課税限度額の引き上げ (現行8万円から9万円に)

◎国民健康保険税における公的年金等控除の見直し (最低保障額140万円から120万円) に伴う特例措置 (激変緩和措置)

*平成17年度に、市県民税の公的年金等控除の適用を受けた場合は、国民健康保険税の所得額の算定基礎から次の額が控除されます
13万円控除 (18年度)
7万円控除 (19年度)

*軽減判定の基準である総所得金額から次の額が控除されます
28万円控除 (18年度)
22万円控除 (19年度)

(平成18年4月1日から適用)

◎定率減税の廃止 (個人市県民税)
現行 (平成18年度分) 所得割額の7.5% (上限2万円) が廃止されます。(平成19年度分から適用)

問 税務課
・市民税グループ ☎内線243
・固定資産税グループ ☎内線245

平成18年度の区長さん

行政と地区住民の橋渡し役として活躍いただきます。

◎地区区長会長、◎地区区長会副会長、☆地区区長会長理事

(敬称略)

勝山地区

◎元禄 木戸幸一、☆元町2 森景秀一、◎元町3 和田雅弘、☆昭和町1 林輝雄、昭和町2 池田行雄、昭和町3 小林則夫、旭町1 古川満、☆旭町2 松井弘、旭毛屋町 大林謙二、立川町 齋藤聰、上郡 早川常夫、上袋田 野邊薫、☆下袋田 玉木護、☆上後 秦弘志、○中後 杉平信夫、下後 栄喜一郎、上長洲 久保政信、下長洲 木下道夫、☆富田 織田武志、☆沢町 柳原幸實、芳野町 渡頭吾

猪野瀬地区

◎猪野口 藤木耕読、若猪野 野村義雄、高島 和田幸雄、西高島 京道二郎、毛屋 三屋晃、猪野 嶋田泰博、◎片瀬 加藤敏彦、片瀬町 坂下健治、岡横江 鳥山忠昌

平泉寺地区

◎平泉寺 武内盛直、赤尾 福田耕太郎、◎笹尾 手塚幹夫、大渡 上山利幸、壁倉 山田一男、岩ヶ野 本田和雄、大矢谷 山内一栄、小矢谷 帰山勝至、神野 滝本幹男、経塚 福田都

紀雄、上野 市原進、池ヶ原 山田ひさ子

村岡地区

◎滝波町 笠川剛士、郡町 嶋田洗石、◎五本寺 宮下国男、黒原 池田修一、栃神谷 廣田栄一、暮見 中村長治、寺尾 齋藤彦生、○浄土寺 木下一美、長山町 竹内健一

北谷地区

◎中尾 石井清示、北六呂師 結川孝之、河合 齋藤邦夫、◎木根橋 小林長作、小原 杉吉政己、谷 出水一三、杉山 織田清三

野向地区

◎竜谷 北川泉、竹林 南部宣雄、聖丸 西出信夫、深谷 森本雅介、薬師 神谷 石塚善榮、牛ヶ谷 高尾茂市、◎北野津又 倉田源右子門、横倉 北川雅敏

荒土地地区

松田 東川晴男、田名部 大南正治、布市 黒田巖、清水島 南部勇、○北

北郷地区

西妙金島 島田典幸、檜曾谷 津田俊一、◎新町 村井英之、志比原 平井宏侑、上森川 山内孝、下森川 松川益栄、東野 秦祥司、伊知地 山口敏光、○坂東島 川村英夫、上野 木下辰夫

鹿谷地区

保田 牧野久司、西光寺 寺本利通、北西保 松村勘兵衛、矢戸 中道光男、◎本郷 山内征夫、西遅羽 坂井茂二、○東遅羽 竹内修、杉俣 山内義明、志田 吉田隆司、発坂 嶋田憲一、保田出村 岩見壽信

遅羽地区

下荒井 齋藤慎治、○嶗崎 澤田昌紀、◎大袋 仲村保、新道 酒井啓善、北山 齋藤甚三郎、蓬生 齋藤清昭、中島 伊藤廣忠、千代田 藤原広幸、比島 松山善照

自動体外式除細動器(AED)のご寄付をいただきました。

4月10日、女性会員によるボランティア組織・国際ソロブチミスト福井(吉田君江会長)より、自動体外式除細動器(AED)のご寄付がありました。

福祉健康センター「すこやか」に設置し、市内で開かれるスポーツ大会などで、もしもの場合の救命行為の際に活用いたします。

※AEDは、電気ショックが必要な心臓の状態を自動的に判断し、救命の手順を音声で指示します。



5月22日(月)～28日(日)は 春季行政相談強調週間です。

行政に関する身近な相談を受け付けて関係機関に通知等を行い、その解決を図るのが「行政相談委員制度」です。相談は無料で秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

定例相談日 毎月第3水曜日 教育会館
午前9時～午後1時
行政相談委員 仲谷則雄氏・深谷久枝氏